

# 目 次

## パートA：序文

ガイド	A. 1
マドリッドシステム：基本的特徴	A. 2
マドリッド協定及びマドリッド議定書	A. 2
マドリッド協定第14条(1)及び(2)(a)の適用停止の決定とその影響	A. 2
マドリッドシステムを利用できる者	A. 3
マドリッドシステムの概要	A. 4
マドリッドシステムの利点	A. 4
協定と議定書の比較	A. 5
適用される条約	A. 6
協定と議定書の両方により拘束される締約国の記録された指定に 適用される条約の変更	A. 8
協定又は議定書への加盟	A. 9
締約国による宣言及び通報	A. 10
複数国に共通の官庁	A. 10
領域的効果	A. 10
現存の標章に関する制限	A. 11
協定による場合	A. 11
議定書による場合	A. 11
拒絶通報の期間延長	A. 11
保護の暫定的拒絶後の決定通報	A. 12
個別手数料	A. 13
事後の指定の申請	A. 14
使用意思の宣言書	A. 14
国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言	A. 15
手数料の徴収と転送	A. 15
特定の承継国家での効力の継続	A. 15
通報と宣言の公表	A. 15
後発発展途上国(LDCs)の出願人に対する手数料減額	A. 16
マドリッドシステムについての更なる情報	A. 16
国際出願及び国際登録に関する公開情報	A. 17
公報	A. 18
Madrid Monitor	A. 18
国際登録の出願及び管理におけるオンラインサービスの支援	A. 19
Madrid Goods and Services Manager	A. 19
Member Profiles Database	A. 20
Madrid Portfolio Manager	A. 20
Madrid Monitor	A. 20
E-Renewal	A. 20

E-Subsequent Designation	A. 21
E-Payment	A. 21
国際登録簿の抄本	A. 21
国際登録簿の抄本の認証	A. 22
年間、月間及び「期中」統計	A. 22
パート B : 手続	
第 I 章 : 一般的事項	
序文	B. I. 1
国際事務局への通信	B. I. 1
通信の方法	B. I. 2
書面による通信	B. I. 2
ファクシミリ	B. I. 2
電子的方法による通信	B. I. 3
公式様式	B. I. 4
通信用紙	B. I. 5
日付の表示	B. I. 5
選択式様式	B. I. 5
署名	B. I. 6
期間の計算	B. I. 6
郵便業務及び配達業務並びに電子的に送付された通信の欠陥	B. I. 7
処理の継続	B. I. 8
言語	B. I. 9
一般原則	B. I. 9
3ヶ国語体制	B. I. 9
2004年4月1日より前にされた国際出願、又は2004年4月1日	
から2008年8月31日の間の両日を含む期間にされた協定の	
みが適用される国際出願による特定の国際登録に適用され	
る体系	B. I. 10
国際事務局への手数料の支払	B. I. 11
支払の通貨	B. I. 12
支払の方法	B. I. 12
支払日	B. I. 13
手数料の額の変更	B. I. 14
後発発展途上国 (LDCs) の出願人に対する手数料減額	B. I. 14
国際事務局に対する代理	B. I. 15
代理人の選任	B. I. 15
選任の方法	B. I. 15
国際出願、事後指定又は変更の記録の申請	B. I. 15
別個の通信	B. I. 16
一名のみの代理人	B. I. 16
欠陥のある選任	B. I. 16
選任の記録及び通報	B. I. 17
選任の効力	B. I. 17

選任の取消し	B. I. 18
代理人の申請による取消し	B. I. 18
取消しの通報	B. I. 19
記録の手数料の免除	B. I. 19
第Ⅱ章：国際手続	
序文	B. II. 1
国際出願	B. II. 1
実体要件	B. II. 1
基礎登録又は基礎出願	B. II. 1
本国官庁	B. II. 2
国際出願の種類	B. II. 3
複数の出願人	B. II. 5
国際出願の提出	B. II. 6
国際出願の言語	B. II. 6
出願様式	B. II. 6
第1欄：当該官庁が本国官庁となる締約国等	B. II. 7
第2欄：出願人	B. II. 8
第3欄：出願適格	B. II. 9
第4欄：代理人の選任	B. II. 10
第5欄：基礎出願又は基礎登録	B. II. 11
第6欄：優先権の主張	B. II. 12
第7欄：標章	B. II. 13
第8欄：色彩に係る主張	B. II. 15
第9欄：その他の表示	B. II. 15
第10欄：国際登録を求める商品及びサービス	B. II. 17
第11欄：指定締約国等	B. II. 18
第12欄：出願人又は代理人の署名	B. II. 20
第13欄：本国官庁による証明及び署名	B. II. 20
手数料計算表	B. II. 22
国際出願の時期尚早な申請	B. II. 26
国際出願の欠陥	B. II. 27
商品及びサービスの分類に関する欠陥	B. II. 27
商品及びサービスの表示に関する欠陥	B. II. 30
その他の欠陥	B. II. 30
登録、通報及び公表	B. II. 34
国際登録	B. II. 34
国際登録の効果	B. II. 34
国際登録の日付	B. II. 34
欠陥：特別な場合の日付	B. II. 35
存続期間	B. II. 36
国際登録簿への登録	B. II. 36
国際登録の内容	B. II. 36
国際登録の公表	B. II. 37
登録及び公表の言語	B. II. 37
保護の拒絶	B. II. 38
拒絶の理由	B. II. 38
拒絶の時間的制限	B. II. 40
保護の拒絶の手続	B. II. 43

保護の拒絶の通報	B. II. 43
通報の内容	B. II. 43
異議申立てを根拠とする暫定的拒絶の場合に追加すべき通報の内容	B. II. 44
暫定的拒絶の記録及び公表：名義人への通報	B. II. 44
暫定的拒絶の通報の言語	B. II. 45
暫定的拒絶の欠陥通報	B. II. 45
暫定的拒絶通報後の手続き	B. II. 47
指定締約国における標章のステータス	B. II. 48
標章の暫定ステータス	B. II. 48
標章のステータスに関する最終処分	B. II. 49
暫定的拒絶の通報が送付されていない場合の保護を与える 旨の声明	B. II. 49
暫定的拒絶後の保護認容の声明	B. II. 50
全部暫定的拒絶の確定	B. II. 50
更なる決定	B. II. 51
記録、名義人への通知、及び写しの送付	B. II. 51
国際事務局を通じて送付する指定締約国の官庁の通信	B. II. 52
事後指定	B. II. 52
事後指定を行う資格	B. II. 53
事後指定ができない事例	B. II. 53
事後指定の申請	B. II. 54
事後指定の言語	B. II. 54
公式様式	B. II. 55
第1欄：国際登録番号	B. II. 55
第2欄：名義人	B. II. 55
第3欄：代理人の選任	B. II. 55
第4欄：締約国等の事後指定	B. II. 55
第5欄：事後指定の商品及びサービス	B. II. 56
第6欄：その他の様々な表示	B. II. 57
第7欄：効力発生日に関する要求	B. II. 57
第8欄：名義人又はその代理人の署名	B. II. 57
第9欄及び第10欄：官庁による届出の受理日及び官庁による署名 手数料計算表	B. II. 58
事後指定の効果	B. II. 59
事後指定の日付	B. II. 59
事後指定の手続の欠陥	B. II. 60
記録、通報及び公表	B. II. 61
保護期間	B. II. 62
保護の拒絶	B. II. 62
事後指定の特別な場合：締約国際機関（欧州連合）の指定の 転換（Conversion）による事後指定	B. II. 63
公式様式及び内容	B. II. 63

転換に起因する事後指定の提出	B. II. 64
転換に起因する事後指定の日付	B. II. 64
国際登録の変更とその他の記録	B. II. 64
名義人の氏名若しくは名称又はあて先の変更、名義人の法的性質の 記録又は変更、名義人の代理人の氏名若しくは名称又はあて先の変更 公式様式 (MM 9)	B. II. 64
第1欄：国際登録番号	B. II. 65
第2欄：名義人の名称	B. II. 65
第3欄：名義人の名称及び／又は住所の変更	B. II. 65
第4欄：名義人の法的性質の記録又はその変更	B. II. 66
第5欄：新たな連絡先	B. II. 66
第6欄：新たな代理人の選任	B. II. 66
第7欄：名義人又は代理人の署名	B. II. 66
第8欄：官庁の署名	B. II. 66
手数料計算表	B. II. 67
代理人の氏名若しくは名称又はあて先の変更	B. II. 67
欠陥のある申請	B. II. 67
記録、通報及び公表	B. II. 68
限定、放棄及び取消し	B. II. 68
限定、放棄又は取消しの効果	B. II. 69
記録の申請	B. II. 69
適用条約の変更後の放棄又は取消しの記録の申請の提出	B. II. 70
公式様式	B. II. 71
国際登録番号	B. II. 71
名義人	B. II. 71
代理人の選任	B. II. 71
締約国等	B. II. 71
商品及びサービス	B. II. 72
名義人又は代理人の署名	B. II. 72
官庁の署名	B. II. 72
手数料計算表 (限定のみ)	B. II. 72
欠陥のある申請	B. II. 73
記録、通報及び公表	B. II. 73
限定が効力を有しない旨の宣言	B. II. 74
名義の変更	B. II. 74
譲受人が新しい名義人になるための資格	B. II. 75
名義人の変更の記録に伴う適用される条約の変更	B. II. 77
名義人の変更の記録の申請	B. II. 77
公式様式	B. II. 78
第1欄：国際登録番号	B. II. 78
第2欄：名義人	B. II. 79
第3欄：譲受人	B. II. 79
第4欄：譲受人が新しい名義人になるための資格	B. II. 79
第5欄：代理人の選任	B. II. 79
第6欄：名義人の変更の範囲	B. II. 80
第7欄：その他の要件	B. II. 80
第8欄：名義人又は代理人の署名	B. II. 80

第9欄：官庁の署名	B. II. 80
手数料計算表	B. II. 80
欠陥のある申請	B. II. 81
記録、通報及び公表	B. II. 81
名義人の一部変更	B. II. 82
名義人の変更に伴う国際登録の併合	B. II. 82
名義人の変更が効力を有しない旨の宣言	B. II. 83
国際登録簿の更正	B. II. 84
更正に伴う拒絶	B. II. 85
国際登録におけるその他の変更の禁止	B. II. 85
国際登録の更新	B. II. 86
拒絶又は無効後の更新	B. II. 86
共通規則の施行前に生じた国際登録	B. II. 87
更新手続	B. II. 88
更新料	B. II. 89
適用される条約の変更に伴う更新料金	B. II. 91
手数料不足	B. II. 91
更新の記録；通報、証明及び公表	B. II. 92
追加的更新	B. II. 93
更新無し	B. II. 93
従属と独立	B. II. 93
従属期間中の効力の消滅	B. II. 93
基礎出願又は基礎登録の効果の消滅	B. II. 95
効果消滅の通報手続	B. II. 96
従属期間中における国際登録の名義人の変更	B. II. 99
基礎出願、基礎出願から生じる登録又は基礎登録の 分割又は併合	B. II. 99
変更	B. II. 100
適用される条約が変更されたことに伴う変更	B. II. 101
国際登録に影響を及ぼす締約国の事実	B. II. 101
指定締約国における無効	B. II. 101
名義人の処分権の制限	B. II. 103
ライセンス	B. II. 103
申請の提出	B. II. 104
欠陥のある申請	B. II. 105
記録及び通報	B. II. 106
ライセンスの登録が効力を有しない旨の宣言	B. II. 106
国際登録簿におけるライセンスの登録が締約国において 効力を有しない旨の宣言	B. II. 107
ライセンスの登録の修正又は取消し	B. II. 107
国際登録による国内登録または広域登録の代替	B. II. 108
優先順位（Seniority）による主張に関する事実	B. II. 109

